



山形県公報

平成17年11月15日(火)
第1693号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....	(村山総合支庁福祉課)	...1255
指定居宅サービス事業者の指定.....	(同)	...1256
指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更.....	(同)	...同
指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....	(同)	...1257
知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....	(同)	...同
身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....	(庄内総合支庁福祉課)	...同
知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....	(同)	...1258
児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....	(同)	...同
農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知.....	(森林課)	...同
県道の供用の開始.....	(置賜総合支庁西置賜総務建築課)	...同
同.....	(庄内総合支庁建設総務課)	...1259
県証紙売りさばき業務の廃止.....	(出納局)	...同

選挙管理委員会関係

告 示

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正..... 同

公 告

一般競争入札の公告.....	(出納局)	...1260
監査結果の公表.....	(監査委員)	...1261

告 示

山形県告示第1040号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年11月15日

山形県知事 齋藤 弘

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
有限会社渋谷別館 東根市温泉町二丁目2番20号	クオリティケアサポートセンター 東根市温泉町二丁目2番20号	訪問介護	平成17.9.30

山形県告示第1041号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成17年11月15日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの 種類	指定年月日
社会福祉法人友愛会 山形市すげさわの丘727番地 47	天然温泉老人デイサービスセンターくろ さわ 山形市大字黒沢440番地	通 所 介 護	平成17.10.4
株式会社神町タクシー 東根市大字若木5843番地の7	訪問介護 みんな 寒河江市大字寒河江字長岡1541番地	訪 問 介 護	同 10.7
有限会社エムサポート 山形市上柳110番地	有限会社エムサポート 山形市上柳110番地	福 祉 用 具 貸 与	同
株式会社神町タクシー 東根市大字若木5843番地の7	デイサービスセンター みんな館 寒河江市大字寒河江字長岡1541番地	通 所 介 護	同 10.12
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二 丁目9番地	アイリスケアセンター山形中央 山形市城西町四丁目18番30号	通 所 介 護	同 10.17

山形県告示第1042号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成17年11月15日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者 の名称及び所在地	居宅サービ スの種類	事業所の名称及び所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
有限会社蘭企画 山形市中桜田一丁目3番 39号	訪 問 介 護	いずみケアセンター指定訪問介護事業所 山形市泉町2番29号		平成17.9.13
			山形市長町一丁目9番59 -17号	
社会福祉法人敬寿会 山形市大字妙見寺500- 1	認知症対応 型共同生活 介護	痴呆性老人グループホー ム敬寿園	認知症高齢者グルー プホーム敬寿園	同 10.14
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河 台二丁目9番地	訪 問 介 護	アイリスケアセンター山形中央 山形市下条町二丁目18番 12号		同 10.20
			山形市城西町四丁目18番 30号	
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河 台二丁目9番地	福 祉 用 具 貸 与	アイリスケアセンター山形中央 山形市下条町二丁目18番 12号		同
			山形市城西町四丁目18番 30号	
社会福祉法人慈敬会 村山市楯岡笛田二丁目19 番57号	短 期 入 所 生 活 介 護	特別養護老人ホームひがしざわ 村山市楯岡笛田二丁目 4352番地-1		同 10.1
			村山市楯岡笛田二丁目19 番57号	

社会福祉法人慈敬会	通 所 介 護	デイサービスセンターひがしざわ		同
村山市楯岡笛田二丁目19番57号		村山市楯岡笛田二丁目4352番地 - 1	村山市楯岡笛田二丁目19番57号	

山形県告示第1043号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成17年11月15日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
有限会社蘭企画 山形市中桜田一丁目3番39号	いずみケアセンター指定居宅介護支援事業所 山形市泉町2番29号		平成17. 9. 13
		山形市長町一丁目9番59 - 17号	
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	アイリスケアセンター山形中央 山形市下条町二丁目18番12号		同 10. 20
		山形市城西町四丁目18番30号	

山形県告示第1044号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成17年11月15日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
社会福祉法人愛泉会 山形市大字長谷堂4687番地	グループホーム さくらんぼはうす 山形市深町三丁目3番11号		平成17. 10. 1
		山形市高堂一丁目10番28号	

山形県告示第1045号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年11月15日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
有限会社託人会	ドレミファ 東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4	居 宅 介 護	平成17. 10. 28

山形県告示第1046号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年11月15日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
有限会社託人会	ドレミファ 東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4	居 宅 介 護	平成17.10.28

山形県告示第1047号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年11月15日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	児童居宅障害者支援の種類	指定年月日
有限会社託人会	ドレミファ 東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4	居 宅 介 護	平成17.10.28

山形県告示第1048号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成17年11月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 解除予定保安林の所在場所
西置賜郡飯豊町大字岩倉字一本松（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 保安林解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第1049号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年11月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成17年11月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 路 線 名 玉川沼沢線
- 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字市野沢字下夕川原35番5から
同 大字足水中里字廻戸406番6まで
- 供用開始の期日 平成17年11月15日

山形県告示第1050号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年11月15日から同月28日まで縦覧に供する。
 平成17年11月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 余目加茂線
- 2 供用開始の区間 東田川郡三川町大字東沼字村岸448番から
同 字沖265番まで
- 3 供用開始の期日 平成17年11月15日

山形県告示第1051号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。
 平成17年11月15日

山形県知事 齋 藤 弘

氏名	住所	売りさばき所の所在地	廃止年月日
東海林 英作	鶴岡市鼠ヶ関乙159番1	同 左	平成17.11.1

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第156号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成17年11月15日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

- 「酒田市 酒田市東禅寺コミュニティ防災センター
 // 酒田市宮野浦学区コミュニティ防災センター
 // 酒田市北部農民センター
 // 酒田市浜中農村研修センター
 // 酒田市親子スポーツ会館
 // 酒田市若浜学区コミュニティ防災センター
 // 酒田市川南団地集会室
 // 酒田市光ヶ丘団地集会室
 // 酒田市富士見町団地集会室 を
 // 酒田市富士見学区コミュニティ防災センター
 // 酒田市泉学区コミュニティ防災センター
 // 酒田市農村環境改善センター
 // 酒田市菅大町アパート集会所
 // 酒田市菅旭新町アパート集会所
 // 酒田市浜田学区コミュニティセンター
 // 酒田市とびしま総合センター
 // 酒田市松陵学区コミュニティ防災センター」
- 「酒田市 酒田市とびしま総合センター

- 〃 酒田市親子スポーツ会館
- 〃 酒田勤労者福祉センター
- 〃 北部農民センター
- 〃 浜中農村研修センター
- 〃 酒田農村環境改善センター
- 〃 酒田市東禅寺コミュニティ防災センター
- 〃 酒田市宮野浦学区コミュニティ防災センター
- 〃 酒田市若浜学区コミュニティ防災センター
- 〃 酒田市富士見学区コミュニティ防災センター
- 〃 酒田市浜田学区コミュニティセンター
- 〃 酒田市泉学区コミュニティ防災センター
- 〃 酒田市松陵学区コミュニティ防災センター
- 〃 酒田市菅川南団地集会室
- 〃 酒田市菅光ヶ丘団地集会室
- 〃 酒田市菅富士見アパート集会室
- 〃 酒田市菅大町アパート集会所
- 〃 酒田市菅旭新町アパート集会所
- 〃 大沢集会施設
- 〃 酒田市青沢克雪管理センター
- 〃 松山農村環境改善センター
- 〃 ひらたコミュニティセンター
- 〃 みどり館
- 〃 あすか
- 〃 平田農村環境改善センター
- 〃 砂越コミュニティ施設
- 「 〃 八幡町 八幡町大沢地区多目的集会施設
- 〃 〃 八幡町克雪管理センター
- 〃 平田町 平田町コミュニティセンター
- 〃 〃 平田町農林漁家・婦人活動促進施設
- 〃 〃 平田町高齢者活動・生活支援促進機会施設
- 〃 〃 平田町農村環境改善センター
- 〃 〃 平田町砂越コミュニティ施設

に改め、

を削る。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、小型除雪車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年11月15日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成17年11月25日（金）午後1時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 小型除雪車（1.0メートル級） 3台
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成17年12月20日（火）
- (4) 納入場所及び数量

山形市鉄砲町二丁目19番68号	村山総合支庁	1台
村山市楯岡笛田四丁目5番1号	村山総合支庁北庁舎	1台
米沢市金池七丁目1番50号	置賜総合支庁	1台

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(4) 8の(1)により提出された製作仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2723

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、製作仕様書その他必要な書類(以下「製作仕様書等」という。)を平成17年11月18日(金)午後1時まで提出すること。この場合において、製作仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該製作仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成17年7月から平成17年10月まで実施した平成16年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成17年11月15日

山形県監査委員	佐	藤	藤	彌
山形県監査委員	田	辺	省	二
山形県監査委員	加	藤	淳	二
山形県監査委員	濱	田	宗	一

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関77箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員
置賜総合支庁総務企画部	平成17年7月12日	田辺 省二・加藤 淳二
置賜総合支庁保健福祉環境部	平成17年7月12日	田辺 省二・加藤 淳二

置賜総合支庁産業経済部	平成17年7月12日	田辺 省二・加藤 淳二
置賜総合支庁建設部	平成17年7月12日	田辺 省二・加藤 淳二
置賜地区水道事務所	平成17年7月12日	佐藤 藤彌・濱田 宗一
南部発電管理事務所	平成17年7月12日	佐藤 藤彌・濱田 宗一
南部地区発電建設事務所	平成17年7月12日	佐藤 藤彌・濱田 宗一
最上総合支庁総務企画部	平成17年7月13日	佐藤 藤彌・濱田 宗一
最上総合支庁保健福祉環境部	平成17年7月13日	佐藤 藤彌・濱田 宗一
最上総合支庁産業経済部	平成17年7月13日	佐藤 藤彌・濱田 宗一
最上総合支庁建設部	平成17年7月13日	佐藤 藤彌・濱田 宗一
病院事業局	平成17年7月19日	佐藤 藤彌・田辺 省二 加藤 淳二・濱田 宗一
企業局	平成17年7月19日	佐藤 藤彌・田辺 省二 加藤 淳二・濱田 宗一
庄内総合支庁総務企画部	平成17年7月20日	田辺 省二・濱田 宗一
庄内総合支庁保健福祉環境部	平成17年7月20日	田辺 省二・濱田 宗一
庄内総合支庁産業経済部	平成17年7月20日	田辺 省二・濱田 宗一
庄内総合支庁建設部	平成17年7月20日	田辺 省二・濱田 宗一
人事委員会事務局	平成17年8月1日	佐藤 藤彌・加藤 淳二
労働委員会事務局	平成17年8月1日	佐藤 藤彌・加藤 淳二
県議会事務局	平成17年8月1日	佐藤 藤彌・加藤 淳二
監査委員事務局	平成17年8月1日	田辺 省二・濱田 宗一
農業総合研究センター	平成17年8月2日	佐藤 藤彌・加藤 淳二
病害虫防除所	平成17年8月2日	佐藤 藤彌・加藤 淳二
自動車税事務所	平成17年8月2日	佐藤 藤彌・加藤 淳二
村山総合支庁総務企画部	平成17年8月2日	田辺 省二・濱田 宗一
村山総合支庁保健福祉環境部	平成17年8月2日	田辺 省二・濱田 宗一

村山総合支庁産業経済部	平成17年8月2日	田辺 省二・濱田 宗一
村山総合支庁建設部	平成17年8月2日	田辺 省二・濱田 宗一
人 事 課	平成17年8月25日	田辺 省二
総 務 課	平成17年8月25日	田辺 省二
改 革 推 進 課	平成17年8月25日	田辺 省二
職 員 厚 生 課	平成17年8月25日	田辺 省二
生 活 安 全 調 整 課	平成17年8月25日	佐藤 藤彌・加藤 淳二
食 品 安 全 対 策 課	平成17年8月25日	佐藤 藤彌・加藤 淳二
総 合 防 災 課	平成17年8月25日	佐藤 藤彌・加藤 淳二
財 政 課	平成17年8月26日	田辺 省二
管 財 課	平成17年8月26日	田辺 省二
税 政 課	平成17年8月26日	田辺 省二
市 町 村 課	平成17年8月26日	田辺 省二
政 策 企 画 課	平成17年8月26日	佐藤 藤彌・加藤 淳二
情 報 企 画 課	平成17年8月26日	佐藤 藤彌・加藤 淳二
統 計 企 画 課	平成17年8月26日	佐藤 藤彌・加藤 淳二
産 業 政 策 課	平成17年9月6日	加藤 淳二・濱田 宗一
工 業 振 興 課	平成17年9月6日	加藤 淳二・濱田 宗一
商 業 経 済 交 流 課	平成17年9月6日	加藤 淳二・濱田 宗一
観 光 振 興 課	平成17年9月6日	加藤 淳二・濱田 宗一
雇 用 労 政 課	平成17年9月6日	加藤 淳二・濱田 宗一
文 化 振 興 課	平成17年9月12日	田辺 省二・加藤 淳二
女 性 青 少 年 政 策 室	平成17年9月12日	田辺 省二・加藤 淳二
学 術 振 興 課	平成17年9月13日	田辺 省二・加藤 淳二

環 境 企 画 課	平成17年9月13日	田辺 省二・加藤 淳二
環 境 整 備 課	平成17年9月13日	田辺 省二・加藤 淳二
環 境 保 護 課	平成17年9月13日	田辺 省二・加藤 淳二
管 理 課	平成17年10月11日	田辺 省二・加藤 淳二
建 設 企 画 課	平成17年10月11日	田辺 省二・加藤 淳二
児 童 家 庭 課	平成17年10月11日	佐藤 藤彌・濱田 宗一
保 健 薬 務 課	平成17年10月11日	佐藤 藤彌・濱田 宗一
都 市 計 画 課	平成17年10月12日	田辺 省二・加藤 淳二
河 川 砂 防 課	平成17年10月12日	田辺 省二・加藤 淳二
建 築 住 宅 課	平成17年10月12日	田辺 省二・加藤 淳二
交 通 基 盤 課	平成17年10月12日	田辺 省二・加藤 淳二
健 康 福 祉 企 画 課	平成17年10月12日	佐藤 藤彌・濱田 宗一
長 寿 社 会 課	平成17年10月12日	佐藤 藤彌・濱田 宗一
障 害 福 祉 課	平成17年10月12日	佐藤 藤彌・濱田 宗一
教 育 庁 総 務 課	平成17年10月18日	加藤 淳二
義 務 教 育 課	平成17年10月18日	加藤 淳二
高 校 教 育 課	平成17年10月18日	加藤 淳二
農 政 企 画 課	平成17年10月18日	田辺 省二・濱田 宗一
生 産 流 通 課	平成17年10月18日	田辺 省二・濱田 宗一
農 業 技 術 課	平成17年10月18日	田辺 省二・濱田 宗一
農 村 計 画 課	平成17年10月18日	田辺 省二・濱田 宗一
森 林 課	平成17年10月18日	田辺 省二・濱田 宗一
社 会 教 育 課	平成17年10月19日	加藤 淳二
福 利 課	平成17年10月19日	加藤 淳二

ス ポ ー ツ 保 健 課	平成17年10月19日	加藤 淳二
警 察 本 部	平成17年10月19日	田辺 省二・濱田 宗一
出 納 局	平成17年10月19日	田辺 省二・濱田 宗一

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

ア 置賜総合支庁産業経済部

工事施工管理が適切でなかったため、工事が大幅に変更され、工事完成が著しく遅延したのものがある。

イ 村山総合支庁産業経済部

単価契約購入に係る支払いについて、出納整理期間にまとめて行われているなど大幅に遅延していたものがある。

ウ 児童家庭課

過年度歳出返納金において、消滅時効完成後、長期間にわたり不納欠損の手続きを行っていなかったものがある。

エ 保健薬務課

行政財産の目的外使用許可に係る土地建物使用料について、収入調定の手続きが遅延していたものがある。

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

ア 収 入

(ア) 行政財産使用料等の収入に係る調定事務が遅延していたものがある。(置賜地区水道事務所、庄内総合支庁総務企画部、文化振興課、保健薬務課、社会教育課)

(イ) 普通財産の貸付収入について、還付手続き又は納入通知が遅延していたものがある。(管財課、障害福祉課、産業政策課)

イ 支 出

(ア) 業務委託契約において、事後に支出負担行為をしていたものがある。(女性青少年政策室)

(イ) 勤勉手当の支給額が誤っていたものがある。(置賜総合支庁保健福祉環境部)

(ウ) 委託料等について、未請求を理由に支払いが遅延していたものがある。(置賜総合支庁建設部、最上総合支庁建設部、庄内総合支庁産業経済部、観光振興課、生産流通課、交通基盤課、高校教育課)

(エ) 報償費及び費用弁償に係る資金前渡の精算が遅延していたものがある。(学術振興課)

(オ) 赴任旅費等の支給が遅延していたものがある。(管理課)

(カ) 国庫支出金の戻入について、納付期限を過ぎてから納付したため、延滞金が発生したものがある。(保健薬務課)

ウ 契 約

(ア) 事前調査等が不十分なため、設計変更並びに工期延長していたものがある。(置賜総合支庁産業経済部、庄内総合支庁建設部、村山総合支庁産業経済部、村山総合支庁建設部)

(イ) 業務委託において、履行確認が遅延していたもの及び状況確認が適切でなかったものがある。(村山総合支庁産業経済部、保健薬務課)

(ウ) 工事完成通知書受理後、14日以内に完成検査を完了し、検査結果を通知していなかったものがある。(庄内総合支庁建設部)

エ 補助金

補助事業に係る実績報告の履行確認が十分でなかったものがある。(社会教育課)

平成17年11月15日印刷
平成17年11月15日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056